



## 特養の入所要件、特例を念頭に見直しへ ～要介護1・2でも入所可能に～

◆特養への入所資格について「要介護3以上に限定すべき」とする案が検討されていることについて、厚労省は先月30日、要介護1または2であってもやむを得ない事情がある場合には特例的に特養への入所を認める案を社保審介護保険部会（部会長：山崎泰彦/神奈川県立保健福祉大名誉教授）で示しました。

同部会ではこれまで、特養への入所を希望しながら在宅での生活を余儀なくされている重度の要介護者が多数存在することや、限られた財源の中で効率化を図る観点から、特養の重点化について議論が行われてきましたが、一方で要介護1や2でも自宅で暮らせない人がいるとして慎重論もありました。

特養の重点化という大枠に変更はないものの、この特例について委員からは賛成の意見が多く出され、今後利用者や地域の実情に沿った内容となるかどうか、注目されています。（参考：厚労省HP/朝日新聞ほか）

### 要介護1・2であっても特養への入所が必要と考えられる要因

- 認知症高齢者で、常時の適切な見守り・介護が必要であること。
- 知的障害・精神障害等を伴い、地域での安定した生活を続けることが困難であること。
- 家族によるサポートが期待できず、現に地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないこと。
- 家族等による虐待が深刻で、心身の安全・安心の確保が不可欠であること。

## 社福の財務諸表公表状況発表 ～更なる公表を厚労省に要請～

◆政府の規制改革会議（議長：岡素之/住友商事株式会社相談役）が10月24日に開催され、およそ4割の社福が財務諸表を公表している（本年7月現在）との調査結果が厚労省より示されました。調査は19,012法人からの回答（全19,810法人、回答率96.0%）と844の所轄庁（全846法人、回答率99.8%）を得ており、その内容は下記の通りでした。

	法人数	全法人数に対する割合	公表法人数
HPのある法人	12,672法人	66.7%	4,876法人
広報誌のある法人	10,025法人	52.7%	5,325法人
HPまたは広報誌のある法人	15,206法人	80.0%	7,962法人

社福の財務諸表の公表については、既報のとおり同会議からの要請で今年5月末日付で厚労省より通知が発出されており、昨年度の財務諸表を公開するよう各自治体に求めるとともに、併せて厚労省が公表への取組状況を調査することとされていました。調査結果では財務諸表の公表、未公表の法人数のほか、公表場所がない法人も存在するとされています。

所轄庁の取組については、厚労省が協力要請を行った本年5月時点では公表に取り組む所轄庁が皆無であった状況が、7月時点では82の所轄庁（1,134法人）が公表している状況でした。しかし公表率は9.7%であり、逆に9割以上の所轄庁では未公表という結果にとどまっています。未掲載の理由には「ホームページのシステム構築に時間を要する」または「法人の了承が得られない」などが挙げられています。

これらの結果について、委員からは「税金が入っていないがあまりにお粗末」といった厳しい意見も出され、広く公表が行われるよう再度の指導を厚労省に求めています。（参考：内閣府HP/日経新聞ウェブ）

## 会計検査院、特養を指摘 ～改修に備えた積立不足～

◆会計検査院が、社会福祉法人が経営する全国22都道府県の3,027の特養（平成23年10月1日現在で全国に5,953）のうち、351施設（235法人）を抽出して財務状況等の調査を行ったところ、平成23年度末で183施設が将来の施設改修等に備えた積立をまったく行っていないことが明らかになりました。今回の調査は、特養の内部留保について国民の感心が高まる中、介護報酬等の国費の一部が内部留保に含まれていることに鑑み、会計における透明性が確保されているか否かの確認を行うため実施されたもので、この調査において判明したものです。集計結果は下記の通りで、目的積立金のない183施設においては、資金を保有しているにもかかわらず改修等への積立が行われていないことが明らかになっています。

★351施設の次期繰越活動収支差額の合計額は約968億円、目的積立金合計額は約204億円

☆183施設の次期繰越活動収支差額の合計額は、約574億円（平均約3.1億円）

☆183施設の当期末支払資金残高の合計額は、約353億円（平均1.9億円）

社福が運営する既存特養の改修等は補助対象外のため、自己資金の確保は必須です。会計検査院は改修に備えた積立を行うよう特養に指導することを厚労省に求めています。また特養側からは「使用目的が限定される目的積立金を計上することを積極的に検討してこなかった」「特養以外の事業等に見込まれる損失を補填していた」といった意見が出されています。前者の意見については、特養以外でも同様のことが言えそうです。（参考：会計検査院HP/日経新聞ウェブ/産経ニュースウェブほか）